

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年12月22日

月 曜 日

第 3852 号

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 1
○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 2

公 告

- 富山県立しらとり支援学校の物品等調達に係る一般競争入札の実施
○随意契約の相手方等の公示 6

告 示

富山県告示第526号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

平成26年12月22日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	有限会社MKG
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	ハート訪問介護サービス
	所在地	富山県氷見市窪352-3
	介護保険事業所番号	1670500568
廃止年月日		平成26年12月12日

富山県告示第527号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第 115 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

平成26年12月22日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	有限会社MKG
サービスの種類		介護予防訪問介護
事業所	名称	ハート訪問介護サービス
	所在地	富山県氷見市窪352-3
	介護保険事業所番号	1670500568
廃止年月日		平成26年12月12日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県立しらとり支援学校の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県立しらとり支援学校の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成26年12月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項**(1) 借入物品等の名称及び数量**

富山県立しらとり支援学校仮設ランチルーム 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成27年7月16日から平成28年3月11日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒939-2602 富山市婦中町下邑 2877番地

富山県立しらとり支援学校事務室

電話 076-469-5531

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年12月22日から平成27年1月26日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時35分から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時5分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年1月13日 午後1時30分

イ 場所 〒939-2602 富山市婦中町下邑 2877番地

富山県立しらとり支援学校洗心会会議室

(4) 入札書の提出期限

平成27年2月9日 午後5時5分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成27年2月19日 午前10時

(2) 開札場所 〒939-2602 富山市婦中町下邑2877番地

富山県立しらとり支援学校洗心会会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Toyama Prefectural Shiratori Special Needs School Temporary Lunchroom Building
Lease, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:05 p.m. on February 9, 2015
- (3) Contact point for notification:
Toyama Prefectural Shiratori Special Needs School
2877 Fuchumachi-Shimomura, Toyama-shi, Toyama Pref.
939-2602 Japan
Telephone: 076-469-5531

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 26 年 12 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
社会保障・税番号制度導入に伴う税務電算システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 26 年 11 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
44,064,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため
